


## 『建築基準法・建築物省エネ法の改正について』

「建築基準法」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）」が改正され、**令和7年4月1日に施行**されます。

法改正により、手続きの内容や添付図書、申請手数料などが大きく変わり、審査に要する時間も増える為、改正内容を踏まえた建築計画及び書類の作成をお願いいたします。

### 建築基準法・建築物省エネ法の改正内容

法改正の内容など詳しくは、長野市ホームページよりご確認ください。

 建築基準法・建築物省エネ法の改正について（令和7年4月1日施工）



### 確認申請等における主な注意事項

#### ① 着手日（改正法適用日）に注意

▶改正後の法律は、**令和7年4月1日以降**に着手する工事から適用されます。

#### ② 施行日付近は申請が込み合う恐れがあるので注意

▶施行日前には申請が多くなることが想定され、審査が年度内に終了せず、**令和7年3月31日までに着手できないケースが発生する恐れ**があります。

（法定審査期間は7日又は35日以内ですが、補正等にかかる期間は算入されません）

▶4号建築物から新2号建築物へ取扱いが変わる建築物は、なるべく改正後の法律に適合するよう設計すると共に、施行日以降の申請もご検討ください。

#### ③ 施行日前に確認済証を取得したが、着手が施行日以後となる場合は注意

▶工事着手が施行日以後となる場合には、改正後の法律に適合する設計、施工、検査が必要です。

▶着手が施行日以後になる場合には、**必ず改正後の法適合を確認**してください。

#### ④ 施工写真の取り忘れ等に注意

▶新1号建築物および新2号建築物は、**完了検査時に構造関係規定や省エネ関係規定などの検査**が必要です。

▶検査内容には隠蔽部分も含むため、**写真や書類（証明書等）が必要**となります。



## 建築基準法・建築物省エネ法改正に伴う手数料等の改定について

法改正に伴い、**令和7年4月1日（火曜日）申請受付分より**、建築確認や完了検査、省エネ基準適合判定などの**手続きに関する手数料を改定**します。

なお、当市以外への申請については、それぞれの審査機関にお問い合わせください。

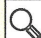
法改正後の確認申請においては、新たに省エネ基準の適合状況を審査する必要があり、**省エネに関する評価方法によって、手数料の算出方法が異なります**ので、以下の表を参考に手数料の算出をしてください。

建築基準法 第6条種別	省エネに関する評価方法	確認申請手数料の算出方法
新1号 新2号	仕様基準又は誘導仕様基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分毎の確認審査手数料</li> <li>+</li> <li>省エネ仕様基準加算額</li> </ul> <b>合算</b>
	省エネ適判 (計算)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分毎の確認審査手数料</li> </ul>
	他制度による評価・認定 (適判省略)	<p>≪注意≫ 上記手数料の他、省エネ適判又は各種制度の認定において、別途審査手数料が必要です。</p>
新3号	適合状況の審査省略 (※適合義務はあります)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分毎の確認審査手数料のみ</li> </ul>

※自動車車庫や常温倉庫など省エネ基準適合義務の対象外となる場合があります。  
対象外となる建築物については、市ホームページをご確認ください。

### 各種申請手数料の改正内容

改定後の手数料詳細および手数料表（金額の一覧）については、  
長野市ホームページよりご確認ください。

 建築基準法及びその他手数料



長野市建設部建築指導課（審査担当）

TEL 026-224-5048

FAX 026-224-5124



# 申請手数料の算出事例（参考）

## ▶（例）申請建物概要

- 建物用途：一戸建て住宅
- 延べ面積：140 m<sup>2</sup>
- 階数：2階建て
- 法区分：建築基準法第6条第2号（新2号建築物）
- 省エネ：「仕様基準」により基準適合を確認

### ▶上記申請建物の場合における確認申請手数料

$$\text{建築基準法審査料 } 27,000 \text{ 円} + \text{省エネ仕様基準加算額 } 14,000 \text{ 円} = \text{手数料 } 41,000 \text{ 円}$$

### ◀建築確認申請、中間検査、完了検査手数料表▶

区分 (単位: m <sup>2</sup> )	確認審査(※1)	中間検査(※2)	完了検査		確認審査に加算		
			中間検査あり	中間検査なし(※1)	ルート2審査加算額	省エネ仕様基準加算額(一戸建て住宅)	省エネ仕様基準加算額(共同住宅・長屋等)
30m <sup>2</sup> 以内	6,000	14,000	13,000	12,000	140,000	A<200m <sup>2</sup> ¥14,000	A<300m <sup>2</sup> ¥30,000
	10,000			16,000			
30m <sup>2</sup> 超え 100以内	10,000	18,000	19,000	14,000			
	16,000			20,000			
100m <sup>2</sup> 超え 200m <sup>2</sup> 以内	16,000	24,000	26,000	20,000			
	27,000			26,000			
200m <sup>2</sup> 超え 500m <sup>2</sup> 以内	27,000	32,000	37,000	26,000			
	51,000			38,000			
500m <sup>2</sup> 超え 1,000m <sup>2</sup> 以内	43,000	51,000	63,000	44,000			
	68,000			65,000			
1,000m <sup>2</sup> 超え 2,000m <sup>2</sup> 以内	100,000	72,000	89,000	93,000	200,000	200m <sup>2</sup> ≤ A ¥15,000	300m <sup>2</sup> ≤ A < 2000m <sup>2</sup> ¥53,000
	210,000			150,000			
2,000m <sup>2</sup> 超え 10,000m <sup>2</sup> 以内	210,000	150,000	170,000	180,000			
10,000m <sup>2</sup> 超え 50,000m <sup>2</sup> 以内	360,000	250,000	280,000	290,000	300,000	5000m <sup>2</sup> ≤ A ¥150,000	
	630,000			520,000			
50,000m <sup>2</sup> 超え	630,000	520,000	560,000	580,000	580,000		

(※1) 上段(黄色の網掛け): 法第6条の4第1項、法第7条の5 該当建築物  
(建築士の設計・監理建築物、認定型式住宅等)  
下段: 上記以外

## ▶（例）申請建物概要

- 建物用途：一戸建て住宅
- 延べ面積：140 m<sup>2</sup>
- 階数：2階建て
- 法区分：建築基準法第6条第2号（新2号建築物）
- 省エネ：「省エネ適判（標準入力法）」（計算）により基準適合を確認

### ▶上記申請建物の場合における確認申請手数料

$$\text{建築基準法審査料 } 27,000 \text{ 円} + \text{省エネ適判手数料 } 35,000 \text{ 円} = \text{手数料 } 62,000 \text{ 円}$$

※長野市に申請の場合

### ◀注意!!▶

建築基準法審査料の他、省エネ適判手数料が必要です。

### ◀建築確認申請、中間検査、完了検査手数料表▶

区分 (単位: m <sup>2</sup> )	確認審査(※1)	中間検査(※2)	完了検査		確認審査に加算		
			中間検査あり	中間検査なし(※1)	ルート2審査加算額	省エネ仕様基準加算額(一戸建て住宅)	省エネ仕様基準加算額(共同住宅・長屋等)
30m <sup>2</sup> 以内	6,000	14,000	13,000	12,000	140,000	A<200m <sup>2</sup> ¥14,000	A<300m <sup>2</sup> ¥30,000
	10,000			16,000			
30m <sup>2</sup> 超え 100以内	10,000	18,000	19,000	14,000			
	16,000			20,000			
100m <sup>2</sup> 超え 200m <sup>2</sup> 以内	16,000	24,000	26,000	20,000			
	27,000			26,000			
200m <sup>2</sup> 超え 500m <sup>2</sup> 以内	27,000	32,000	37,000	26,000			
	51,000			38,000			
500m <sup>2</sup> 超え 1,000m <sup>2</sup> 以内	43,000	51,000	63,000	44,000			
	68,000			65,000			
1,000m <sup>2</sup> 超え 2,000m <sup>2</sup> 以内	100,000	72,000	89,000	93,000	200,000	200m <sup>2</sup> ≤ A ¥15,000	300m <sup>2</sup> ≤ A < 2000m <sup>2</sup> ¥53,000
	210,000			150,000			
2,000m <sup>2</sup> 超え 10,000m <sup>2</sup> 以内	210,000	150,000	170,000	180,000			
10,000m <sup>2</sup> 超え 50,000m <sup>2</sup> 以内	360,000	250,000	280,000	290,000	300,000	5000m <sup>2</sup> ≤ A ¥150,000	
	630,000			520,000			
50,000m <sup>2</sup> 超え	630,000	520,000	560,000	580,000	580,000		



# 申請手数料の算出事例（参考）

## ▶（例）申請建物概要

- 建物用途：一戸建て住宅
- 延べ面積：140㎡
- 階数：2階建て
- 法区分：建築基準法第6条第2号（新2号建築物）
- 省エネ：「長期優良住宅建築物認定」（適判省略）により基準適合を確認

### ▶上記申請建物の場合における申請手数料

建築基準法審査料	長期優良認定手数料	手数料
27,000円	※評価書等添付の場合 17,000円	= 44,000円

《注意!!》

建築基準法審査料の他、長期優良住宅建築物認定手数料や性能評価書取得手数料等が必要です。

### 《建築確認申請、中間検査、完了検査手数料表》

建築物 (単位:円)

区分 (単位:㎡)	確認審査(※1)	中間検査 (※2)	完了検査		確認審査に加算					
			中間検査あり	中間検査なし (※1)	ルート2審査 加算額	省エネ仕様基準 加算額(一戸建 て住宅)	省エネ仕様基準 加算額(共同住 宅・長屋等)			
30㎡以内	6,000	14,000	13,000	12,000	140,000	A<200㎡ ¥14,000	A<300㎡ ¥30,000			
	10,000			16,000						
30㎡超え 100㎡以内	10,000	18,000	19,000	14,000				300㎡≤A< 2000㎡ ¥53,000		
	18,000			20,000						
100㎡超え 200㎡以内	16,000	24,000	26,000	20,000					200㎡≤A ¥15,000	
	27,000			26,000						
200㎡超え 500㎡以内	27,000	32,000	37,000	26,000						2000㎡≤A <5000㎡ ¥97,000
	51,000			38,000						
500㎡超え 1,000㎡以内	43,000	51,000	63,000	44,000				5000㎡≤A ¥150,000		
	68,000			65,000						

## ▶（例）申請建物概要

- 建物用途：一戸建て住宅
- 延べ面積：140㎡
- 階数：平屋建て
- 法区分：建築基準法第6条第3号（新3号建築物）
- 省エネ：適合状況の審査省略

新3号建築物とは？

- ・都市計画区域内の平屋建てかつ延200㎡以下
- ・建築士が設計管理することで一部審査省略

### ▶上記申請建物の場合における申請手数料

建築基準法審査料	加算額	手数料
16,000円	+ 0円	= 16,000円

### 《建築確認申請、中間検査、完了検査手数料表》

建築物 (単位:円)

区分 (単位:㎡)	確認審査(※1)	中間検査 (※2)	完了検査		確認審査に加算					
			中間検査あり	中間検査なし (※1)	ルート2審査 加算額	省エネ仕様基準 加算額(一戸建 て住宅)	省エネ仕様基準 加算額(共同住 宅・長屋等)			
30㎡以内	6,000	14,000	13,000	12,000	140,000	A<200㎡ ¥14,000	A<300㎡ ¥30,000			
	10,000			16,000						
30㎡超え 100㎡以内	10,000	18,000	19,000	14,000				300㎡≤A< 2000㎡ ¥53,000		
	18,000			20,000						
100㎡超え 200㎡以内	16,000	24,000	26,000	20,000					200㎡≤A ¥15,000	
	27,000			26,000						
200㎡超え 500㎡以内	27,000	32,000	37,000	26,000						2000㎡≤A <5000㎡ ¥97,000
	51,000			38,000						
500㎡超え 1,000㎡以内	43,000	51,000	63,000	44,000				5000㎡≤A ¥150,000		
	68,000			65,000						
1,000㎡超え 2,000㎡以内	100,000	72,000	89,000	93,000	200,000					
2,000㎡超え 10,000㎡以内	210,000	150,000	170,000	180,000	230,000					
10,000㎡超え 50,000㎡以内	360,000	250,000	280,000	290,000	300,000					
50,000㎡超え	630,000	520,000	560,000	580,000	580,000					

(※1) 上段(黄色の網掛け): 法第6条の4第1項、法第7条の5 該当建築物  
(建築士の設計・監理建築物、認定型式住宅等)  
下段: 上記以外